

不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則の一部改正

新	旧
<p style="text-align: center;">不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則</p> <p>第1章 総 則                      第1条 ～ 第18条 (略)</p> <p>(保有する不動産等の売買損益の計上時期)                      第19条 不動産、不動産の賃借権及び地上権の売買による売買損益は、受渡日に計上するものとする。</p> <p>(保有する不動産等の賃貸契約により生じる礼金等の計上時期)                      第20条 保有する不動産等の賃貸契約により生ずる礼金又は権利金(以下「礼金等」という。)は、<u>その性質に応じて対応する期間にわたって収益計上する、又は</u>当該礼金等を賃借人等に返還しないことが確定した時に、返還しないことが確定した金額を収益に計上するものとする。</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(保有する不動産の修繕費用)                      第22条 保有する不動産等に修繕(資本的支出を除く。以下同じ。)が発生した場合には、当該修繕に係る費用を<u>原則として発生した期間</u>に計上するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則</p> <p>第1章 総 則                      第1条 ～ 第18条 (同 左)</p> <p>(保有する不動産等の売買損益の計上時期)                      第19条 不動産、不動産の賃借権及び地上権の売買による売買損益は、<u>契約日又は</u>受渡日に計上するものとする。</p> <p>(保有する不動産等の賃貸契約により生じる礼金等の計上時期)                      第20条 保有する不動産等の賃貸契約により生ずる礼金又は権利金(以下「礼金等」という。)は、当該礼金等を賃借人等に返還しないことが確定した時に、返還しないことが確定した金額を収益に計上するものとする。</p> <p>第21条 (同 左)</p> <p>(保有する不動産の修繕費用)                      第22条 保有する不動産等に修繕(資本的支出を除く。以下同じ。)が発生した場合には、当該修繕に係る費用を<u>当該修繕の完了日</u>に計上するものとする。  <u>なお、当該修繕の完了日に費用が確定していない場合は、費用が確定した</u></p>

新	旧
<p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u> この改正は、令和3年3月31日から実施する。</p>	<p><u>日に計上するものとする。</u></p> <p>(同 左)</p>